

年金記録訂正請求に係る答申について

九州地方年金記録訂正審議会
平成31年4月24日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 0件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 6件

国民年金関係	4件
厚生年金保険関係	2件

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 1800437 号
厚生局事案番号 : 九州 (国) 第 1900001 号

第 1 結論

昭和 53 年*月から昭和 56 年 9 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 53 年*月から昭和 56 年 9 月まで

A 職の資格を取るため転居し、転入手続のために B 市 C 区役所を訪れた。その際、区役所窓口の年配の男性職員から年齢の確認があり、国民年金未納の指摘を受け、年金払込みの特例で 20 歳から遡って支払うことができる特別期間なので活用するように言われた。勤めていたときの貯えがあったので、未納の年金も一緒に手続きしようと考え、一旦帰宅し数日後に現金を持参し再び同じ職員を訪ねて未納分の国民年金保険料を支払った。その際、領収書を発行できる機関ではないということで領収書はもらえなかったが、年金手帳に押印された「C」の印を指してこれが証明だと言われたため、一括納入が済んだと認識していた。現在、未納と記録されている請求期間について、保険料納付済期間に訂正してほしい。

第 3 判断の理由

基礎年金番号制度が導入された平成 9 年 1 月より前は、国民年金に加入する際は、加入者に国民年金手帳記号番号を払い出すこととされていたところ、日本年金機構が保管する国民年金手帳記号番号払出簿によると、請求者が所持する年金手帳に記載された国民年金の記号番号（*）は、昭和 57 年 4 月 23 日に払い出されていることから、当該払出日時点において、請求期間のうち、昭和 53 年*月から昭和 54 年 12 月までの期間は、時効により国民年金保険料を納付することができない期間である。

また、請求者が請求期間に係る国民年金保険料を納付したと主張する昭和 57 年 4 月は、特例納付の実施期間ではないため、特例納付により請求期間に係る国民年金保険料を納付することもできない。

さらに、B 市は、市町村が取り扱う国民年金保険料は現年度分に限られていたため、過年度分については取り扱っていない旨回答しており、請求者の主張と符号しない。

加えて、請求者は、請求期間に係る国民年金保険料を B 市 C 区役所窓口の年配の男性職員に支払い、年金手帳に押印された「C」の印を指してこれが証明と言われたため、一括納入が済んだと認識していた旨主張しているが、前述した国民年金保険料の時効、特例納付の実施期間ではないこと及び B 市の回答を踏まえると、請求者の年金手帳に押印された「C」の印が、請求期間に係る国民年金保険料の収納の証明として押印されたとは考え難い。なお、B 市は、年配の男性職員という表現からは職員氏名の特定はしかねる旨回答している。

また、B 市及び日本年金機構は、請求者の請求期間に係る国民年金保険料の納付状況につい

ては資料の保管がなく確認できない旨回答している上、請求期間において請求者が居住していたとするD市、E市及びF町は、請求者の国民年金に関する資料の保管はない旨回答している。

このほか、請求者が、請求期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、ほかに請求期間について、請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 1800241 号
厚生局事案番号 : 九州 (国) 第 1900002 号

第 1 結論

平成 21 年 4 月及び同年 5 月並びに同年 7 月から平成 22 年 4 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 57 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成 21 年 4 月及び同年 5 月
② 平成 21 年 7 月から平成 22 年 4 月まで

私は、国民年金保険料の納付書が自宅に届いたら、コンビニか金融機関を利用して国民年金保険料を納付していた。請求期間の国民年金保険料については、郵送で年金未払の通知が届き、母が国民年金保険料のお金を用意してくれたので、未納分をまとめて納付するか、何度かに分けて納付したと記憶している。平成 21 年 6 月の 1 か月分の国民年金保険料だけを納付することは考え難い。

請求期間の領収書は残っていないが、調査の上、請求期間の記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求者は、納付日は不明であるが、請求期間①及び②に係る国民年金保険料は、自身あるいは母親が自宅に近いコンビニエンスストア（セブンイレブン A 店、ローソン B 店）又は C 銀行 D 支店において納付を行った旨主張しているところ、いずれのコンビニエンスストアも、請求期間①及び②当時の資料を保管していないとしており、C 銀行 D 支店は、保管期限が過ぎており資料はないとしていることから、請求者の請求期間①及び②に係る国民年金保険料が納付されたことを確認できない。

なお、請求者は、請求期間①及び②に係る国民年金保険料をまとめて納付したとも陳述しているところ、オンライン記録によれば、請求期間①及び②より前の期間については、複数月の国民年金保険料が一括して納付された記録が確認できる。

このほか、請求者が、請求期間①及び②について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、ほかに請求期間①及び②について、請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 九州(受)第1800441号
厚生局事案番号 : 九州(国)第1900003号

第1 結論

昭和58年7月1日から昭和60年4月1日までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和26年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和58年7月1日から昭和60年4月1日まで

私の国民年金保険料について、A市で営んでいた店舗に来るA市の集金人に国民年金保険料の納付を1年待つてほしいと伝え、昭和58年7月頃から、老後のために、その集金人に店舗で私と主人の国民年金保険料を一緒に払っていたか、あるいは、銀行から店舗に来る銀行員に、郵送されてきた国民年金保険料の納付書と現金とを預けて夫婦二人分の保険料を納付したと思う。

請求期間について、主人の記録では納付済みとなっているのに、私の記録では未納とされていることに納得できないので、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、当初、請求期間の国民年金保険料を、請求者夫婦が営む店舗を訪問していたA市の集金人に、夫婦二人分を納付した旨主張していたところ、請求者に係るA市の国民年金被保険者名簿には、「資格取 60.7」及び「60.7.26手帳交付」の記載が確認できることなどから、請求者の国民年金手帳記号番号(*)は、昭和60年7月に払い出されたと考えられ、当該払出時期からは、請求期間の国民年金保険料は過年度による納付となるが、A市は、請求期間における徴収職員の業務は、現年度による国民年金保険料の収納であると回答しており、請求者の前述の主張は、請求期間当時の国民年金保険料の収納方法と符合しない。

なお、前述の国民年金手帳記号番号(*)以外に、請求者に対し払い出された国民年金手帳記号番号はない。

また、請求者は、請求期間の国民年金保険料について、請求者夫婦が営む店舗を訪問していた銀行員に国民年金保険料の納付書及び現金とを預けて納付したともしているが、前述の銀行は、請求期間当時の資料は保管年限を過ぎているため、ないとしていることから、請求者の主張について確認することができない。

このほか、請求者が、請求期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)はなく、ほかに請求期間について、請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 1800440 号
厚生局事案番号 : 九州 (国) 第 1900004 号

第 1 結論

平成 10 年 9 月 1 日から平成 21 年 10 月 1 日までの請求期間については、国民年金保険料を免除されていた期間に訂正することを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 47 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 10 年 9 月 1 日から平成 21 年 10 月 1 日まで

平成 10 年に会社を退職した後、A 市役所で国民健康保険の手続と一緒に国民年金の免除申請手続を行った。年金記録では請求期間が未納期間とされているので、調査の上、請求期間を国民年金保険料の申請免除期間に訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求期間に係る国民年金保険料の免除申請を行うためには、その申請時点で国民年金に加入している必要があるが、オンライン記録によると、請求者の基礎年金番号(*)において、請求期間に係る国民年金被保険者資格の取得年月日(平成 10 年 9 月 1 日)及び喪失年月日(平成 21 年 10 月 1 日)の入力処理が行われたのは、平成 23 年 2 月 7 日であることが確認できることから、請求期間当時は国民年金に未加入として取り扱われていたものと考えられる。

また、日本年金機構は、*以外に請求者へ払い出された基礎年金番号はない旨回答しており、社会保険オンラインシステムで氏名による検索を行ったものの、請求者に前述の基礎年金番号(*)以外の基礎年金番号が払い出された形跡はない。

さらに、A 市は、請求期間において、請求者に係る国民年金保険料の免除申請が受理されていたか否かについては確認できない旨回答しているところ、請求期間は 133 月と長期間にわたっており、当該期間すべての国民年金保険料が免除されるためには複数回の免除申請手続が必要となることから、免除申請書を受理、審査し、その審査結果を通知する一連の事務処理過程において、A 市及び社会保険事務所(当時)がいずれの機会においてもこれを記録しなかったとは考え難い。

このほか、請求者が請求期間について国民年金保険料の納付を免除され得る状況にあったことを示す関連資料や免除されていたことを示す関連資料もなく、請求者の保険料が免除されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 1800438 号

厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 1900002 号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社B工場における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 44 年 12 月 30 日から昭和 45 年 1 月 1 日まで
国の記録では、C社B工場(旧A社B工場)(以下「請求事業所」という。)における退職日と転職後の採用日にずれが生じているため、被保険者期間に1か月不足が生じている。
請求事業所を退職する際の退職願には、12月末日をもってと書き、年明け1日からの内定通知を見せた記憶がある。また、健康保険組合からも健康保険被保険者証は年末31日まで使えますと言われた。

については、給与明細はないが年金記録を訂正するよう、審査してほしい。

第3 判断の理由

請求者が「D団体に採用されたときの人事記録(乙)の写(原本証明あり)」として提出した資料には、昭和44年12月31日にC社退職と記載されている。

しかしながら、E団体(前述の原本証明を行った団体の現在の名称)は、人事記録(乙)の記載内容を確認した資料について「新規採用時の履歴書はありましたが、退職日以前のものでした。他に判断できる書類はございませんでした。」と回答しているところ、当該履歴書は昭和44年12月20日現在で記載されたものであり、請求事業所の退職日に係る記載はない。

また、請求事業所に係る厚生年金保険被保険者名簿には、請求者の厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日は昭和44年12月30日と記録されているところ、雇用保険被保険者記録によると、請求者の請求事業所における離職年月日は昭和44年12月29日と記録されており、厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日と符合する。

さらに、請求事業所は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなく、A社も昭和62年2月19日に解散しているところ、同社のB工場を所有し、運営管理しているとするC社(昭和61年11月5日成立)は、同工場に残されている一番古い書類は30年くらい前のものであり、請求期間当時の人事記録、賃金台帳等はないとしていることから、請求者の請求期間における勤務実態を確認できない。

加えて、F健康保険組合は、「保存期間経過の為、申立人についての加入記録を提供できません。」と回答している。

また、請求期間において請求事業所に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できる複数の者に照会を行ったが、請求者の主張を裏付ける回答又は陳述を得ることができない。

このほか、請求者の主張について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間において厚生年金保険被保険者であったと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 1800442 号

厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 1900003 号

第 1 結論

請求期間について、請求者の A 社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 12 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 31 年 4 月 1 日から昭和 34 年 1 月 1 日まで

高等学校を卒業し、学校推薦により A 社に入社した。当時、住み込みで入社したため、勤務時間が長く、朝 8 時頃から夜 10 時頃まで働いた記憶がある。

しかし、健康保険証を作ってもらえず、社長に度々社会保険の加入手続を懇願したが、退職までに健康保険証を作ってもらったかどうか記憶がはっきりしない。また、給料明細をくれなかったため、厚生年金保険料が控除されていたかどうか分からないが、新卒で正社員として採用され、社会保険の加入要件も満たしており、当然加入していたものと思っていた。

同僚の人たちは全て加入していたが、私には加入期間がないので、請求期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第 3 判断の理由

事業所番号等索引簿及びオンライン記録によると、A 社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、同社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった際の事業主、同社に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できる者等の陳述又は回答により、勤務期間は特定できないものの、請求者が同社に勤務していたことはうかがえる。

一方、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、請求期間において請求者の氏名はなく、健康保険の整理番号に欠番もないことから、請求者の同社に係る厚生年金保険被保険者記録が欠落したとは考え難い。

また、前述の事業主は、A 社で勤務していた者の資料は全て廃棄している旨陳述しているところ、同社に勤務していたとする者の中には、同社に係る厚生年金保険被保険者記録がない者や記憶している勤務開始時期と厚生年金保険被保険者資格の取得時期が相違する者がいることから、同社では、必ずしも勤務していた期間全てを厚生年金保険に加入させていたとは限らない事情がうかがえる。

このほか、請求者の主張について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間において、厚生年金保険被保険者であったと認めることはできない。